

**第5回 阿武隈川上流流域治水協議会**  
**第9回 阿武隈川上流大規模氾濫時の減災対策協議会**  
**議事概要**

日時:令和5年3月2日 10時00分~12時00分

場所:WEB会議(福島河川国道事務所3F 防災センター)

委員出席者: 福島市長、郡山市長、白河市長(代理:建設部理事)、二本松市長(代理:生活環境課 生活防災係長・土木課 監理係長)、田村市長(代理:建設課長)、伊達市長(代理:防災危機管理課長)、本宮市長、桑折町長(代理:建設水道課長補佐)、川俣町長(代理:建設水道課 管理係長・総務課 消防交通係)、大玉村長(代理:建設課長補佐)、鏡石町長、天栄村長(代理:建設課長)、西郷村長(代理:災害対策係長)、泉崎村長(代理:住民福祉課長補佐)、中島村長(代理:主任主事)、矢吹町長(代理:副町長)、石川町長(代理:都市建設課長)、玉川村長、平田村長(代理:産業建設課長)、三春町長(代理:総務課 主任主査)、棚倉町長(代理:住民課長補佐)、福島県土木部長(代理:技監)、福島県危機管理部長(代理:災害対策課長)、福島県農林水産部長(代理:農村計画課長)、阿武隈土地改良調査管理事務所長(代理:企画課長)、林野庁 福島森林管理署長(代理:次長)、福島地方気象台長、森林整備センター関東整備所長、阿武隈急行(株)、JR 東日本(株)、三春ダム管理所長、摺上川ダム管理所長、福島河川国道事務所長

報道機関:読売新聞、福島民友、福島建設工業新聞社

情報提供

① 令和4年度 東北地方の出水概要【資料1で説明】

② 阿武隈川水系河川整備基本方針の変更【資料2で説明】

議 事

① 令和元年東日本台風から3年目 阿武隈川における治水対策【資料3で説明】

② 各機関における流域治水の取組

【摺上川ダム管理所長、三春ダム管理所長、福島地方気象台長、福島県 土木部技監、農業計画課長、福島市長、郡山市長、本宮市長、矢吹町副町長から資料4で説明】

報告事項

① 阿武隈川水系流域治水プロジェクト更新内容【資料5で説明】

② 特定都市河川指定に向けた検討状況【資料6で説明】

その他(意見交換)

## ○各機関における流域治水の取組に関して委員からの意見

《委員》郡山市 品川 万里 市長

- ・令和5年2月10日に開催した郡山市防災セミナーには、丸山所長がセミナーに阿武隈川の地形特性と治水対策についてご講演いただきありがとうございました。市民の皆様からも、様々なご意見がありましたので、今後の対策の参考にさせていただきます。
- ・郡山市の河川数は273河川、河川延長は848.5km、橋梁が903橋あり、福島県でも有数の「水の都」と思っています。阿武隈川の郡山区間に勾配はほぼ平坦であり、遊水地と同じような地形特性をもっていますので、バックウォーターがなくなるような河川対策を国・県にもお願いしたい。その際は、市も協力致しますので、国、県、市が協力して河川対策をできればと思っております。
- ・阿武隈川は国管理、あるいは逢瀬川は県管理であることについて行政関係者あるいは一部の建設関係者等しかご存じない方が多いです。そのため一般市民は河川の要望・苦情等を市役所に連絡する場合がございます。
- ・災害の記録簿等について、発生年月が元号で書かれているが、西暦で書かれるようお願いしたい。その方が何年前の話なのか、すぐにわかります。また、郡山市は、3000人近い外国籍の方が住んでおられますので、そういう意味でも西暦で書かれた方がわかりやすいと思います。
- ・今日の資料もそうですが、河川用語(狭窄・溢水等)はとても判りづらい用語をしています。一般市民の方が専門家でなくともわかるようなネーミングを考えていただければと思います。私も越水と溢水についてどう違いがあるのか聞いたりしましたので、一般市民が緊急時にとっさに誰に聞かなくてもわかるようにするために、このような資料においてもわかりやすい日本語でパッと文字を見て”あのことだな”とわかるような表現を工夫いただければありがたく存じます。
- ・流域治水、水系治水のいずれにしましても阿武隈川流域全体を部分最適ではなく、全体最適で考えなくてはなりません。今日の会議は、大変有意義でありますので阿武隈川の上流から下流までの関係者が集まるこのような会議をたびたび開催して頂きたい。
- ・大規模な改修が行われる令和の大改修は全面的に理解し、協力させていただきたいと思えますので今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

《委員》本宮市 高松 義行 市長

- ・国土交通省、県には、阿武隈川・安達太良川・五百川について、それぞれ管理をいただいております。各河川において、対策工事を急ピッチで進めていただいておりますこと、心から感謝申し上げます。
- ・本宮市といたしましては、令和元年の災害の反省点をしっかりと認識しながら、災害が起きる時に公的機関として何ができるか、その災害が起こる前の準備として、大きな災害に備えなくてはならないことがあると思っております。各自治体皆の取り組み状況等も参考にさせていただきながら進めて参りたいと思っております。

《委員代理》矢吹町 小松 健太郎 副町長

- ・日頃から皆様には、地域住民の安心安全にご尽力いただきまして心から感謝申し上げます。
- ・矢吹町としても国や県、市町村の皆様と連携しながら遊水地の整備と流域治水の実現に向け取り組んでいきたいと考えております。今後ともご協力、ご支援の程よろしく願いいたします。

#### ○その他(意見交換)での、委員からの意見

《委員》福島市 木幡 浩 市長

- ・治水とは文字で表すとおり水を治めなくてはならないことであります。気候変動の影響でますます治水の必要性が高まっております。一方で、水は資源でもあります。河川整備基本方針見直しのヒアリングでも申し上げましたが、治水を行いながら水力発電を行うことは、災害リスクを高めるメガソーラーの設置による発電をするよりも、効果的な取り組みになると思います。
- ・国、県にお願いですが、各管理河川の中で水力発電の可能性のある場所があると思います。その場所を市町村に情報提供いただければ、そこを使用して水力発電に取り組む企業等をわれわれで探すなどの取り組みをしたい。そして、市町村が主体となって、河川を活用して再生可能エネルギーの推進に取り組む場合には、技術的な支援をはじめ、様々なバックアップをしていただければと思います。

《委員》郡山市 品川 萬里 市長

- ・1点目は、国道・県道は看板が多く設置してありわかりやすいですが、河川の看板は、少なうため、国管理河川、県管理河川の表示看板を、もっと増やしていただきたい。
- ・2点目は、予報でございます。气象台から河川国道事務所に情報が届き、その後市町村では情報が間に合いません。携帯アプリや、放送会社に緊急テロップを流してもらうなど、直接市民に声が届くよう、気象情報やチャンネルの強化拡充をしていただけない。失礼かもしれないが、気象庁の予報官が“大変です”と言い、気象庁の予報官が“避難を”と言うのはちょっと難しいところがありますので、国土交通省の河川局や、防災担当が国民に対し警告を発する形の方が、我々としてはありがたい。
- ・3点目は都市計画法と建築基準法について、気候変動を考慮した法律にしていきたいと思います。我々が高台に建築して下さいと言わなくとも、阿武隈川から遠い地点に建築確認申請が多く提出されています。気候変動を考慮していない都市計画法や建築基準法について、今のままで良いのかと思います。都市計画法、建築基準法は、2Dの運用であるので、3Dの運用に変更し、気候変動型の法律に改正して頂きたい。立地規制も高台などに避難する場合、市街地調整区域外でも住宅建築できる特例を設けて頂きたい。

《委員》福島地方気象台 桜井 美菜子台長

- ・市民の方に直接ということで、今直ちにできることは、台風の接近など見込まれる場合、福島県と気象台、福島河川国道事務所の3者で記者会見を開催については、すでに始めています。報道機関のご協力をいただき、伝えていただくことは非常に速効性・有効性があると思っております。
- ・気象庁本庁については、携帯アプリ等のアカウントを持っていますので防災情報の発信をしています。福島地方気象台では、SNS による防災情報の発信を実施する段階になっておりませんが、最新技術を使って必要な方に必要な情報がいち早く届かせることは気象台の使命と思っておりますので、引き続き進めていかなければいけないと受け止めております。
- ・避難に関することを気象庁が言及するのはいかがなものかという率直なご意見については、そうしたご意見があること、受け止めました。
- ・一方で、警戒レベルが導入され、様々な防災気象情報との紐付けが、一昨年から開始しされ少しずつ改良しながら上手に育っていると思っております。例えば、気象台が発表する情報で避難指示警戒レベル4に相当する情報は、「土砂災害警戒情報です」とか、あるいは「指定河川洪水予報の警報に相当する」と言うように、平時の普及啓発と共に、実際にそのようになったときには、担当者に直接お電話を差し上げています。さらに状況が切迫したときは、各首長に連絡をとり情報共有しているところです。
- ・だれが避難に関する情報を出すのかということ、それは各自治体の皆様です。そこに気象台が踏み込んでいる訳ではないのですが、予測する情報あるいは、実際に発生している状況として警戒レベル4相当やレベル5相当だと気象台としてわかった以上、お伝えしなければならぬと私は思っております。決して踏み込むということではないと思えますし、それからより実効性のあることで、例えば先程の共同の会見ということを言いますけれど、この冬なども大雪が予想される場合には、道路管理を行っておいる福島河川国道事務所、郡山国道事務所、NEXCO などと一緒に情報提供をやっております。そうしたことがもっと皆様にご理解いただけるように、もっと工夫しなければいけないと思っております。

《委員》鏡石町 木賊 正男 町長

- ・このような会議は、本当に良い会議だと思っております。また、国、県、流域自治体の皆様に大変お世話になってことを御礼申し上げます。
- ・鏡石町、玉川村、矢吹町の遊水地の整備について、今何が起きているのか会議を通じて自治体の皆様にお知らせをしたいと思っております。遊水地事業は、3年が過ぎてまいりまして核心の中の事業となっております。この遊水地事業は、全体面積で約350ha、地権者延べ2000名、住宅地が150世帯あり、農地や住宅を移転しなければならないということも現実には起きているわけでありまして。そういうところをお互いに共通の理解とし、ご協力いただいて進めていかなければならないと私も感じております。流域自治体の皆様には、今後ともご支援、ご協力を賜りたいと思えます。

《委員》玉川村 石森 春男 村長

- ・村民、町民が心配しているのは、遊水地に水が溜まっていない状況のときが心配であります。遊水地に水が溜まっていない状況で、村景観や、遊水地の維持管理について、しっかりと国にやってもらいたいと考えておりますけど、なかなかそうはいかないと思います。福島市木幡市長からも流域連携というお話がありまして大変ありがたいお話と思っております。玉川村では、遊水地の予定箇所、農業をやっている人が1千万、2千万の収入を上げて、固定資産税も多い地域でございます。流域市町村あるいは流域関係団体の皆さんには、いろいろと支援、応援を頂きたい。また、利活用についてもいろいろな参考事例などを相談しながら遊水地を進めていきたいと国と共に思っております。流域連携についてももっともっと幅広く、そして奥深い部分に関しても皆様にご理解いただけるようお願い申し上げます。

《委員》福島市 木幡 浩 市長

- ・阿武隈川上流改修促進期成同盟会の会長の立場からお話をさせていただきます。流域市町村が、それぞれ3町村に応援できることについて、取り組んでいこうとしているところです。今後も本協議会で遊水地整備にかかる問題点などを共有していただき、できる限り支援していきたいと思っております。

《委員》福島河川国道事務所 丸山 和基 事務所長

- ・遊水地事業では地元自治体、地元住民の方々にご協力いただきまして改めて感謝申し上げます。遊水地事業では、広大な土地をご提供いただくということでございますので、住民の方々に疑問点をひとつひとつお聞きしながら、問題を解消していくことを国土交通省としても努めてまいります。
- ・利活用について、検討会を立上げようとしております。そのため遊水地の利活用の事例を集めているところでございます。利活用の検討会が立ち上がりましたら、地域の皆様にご意見いただきながら地域の振興に繋がる利活用などを考えております。今後ともご協力いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。